

三朝町行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

三朝町長

三朝町規則第11号

三朝町行政組織規則等の一部を改正する規則

(三朝町行政組織規則の一部改正)

第1条 三朝町行政組織規則(平成17年三朝町規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課の内部組織の設置) 第5条 条例第2条の規定により設置された課の内部組織として次の局、室又は係を置く。 (1)～(6) 略 (7) 観光交流課 <u>観光商工係</u>、日本遺産推進局 (8) 建設水道課 町土整備係、上下水道係、地籍調査係 2 略 別表第1 分掌事務(第6条関係) 1・2 略 3 町民課 子ども支援室 略 子ども支援係 (1)～(12) 略 <u>(13) 母子、寡婦及び父子の福祉に関すること。</u> 税務係 略 町民環境係 略 4 福祉課 福祉保険係 (1)～(24) 略 <u>(25)</u> 略 <u>(26)</u> 略 <u>(27)</u> 略 <u>(28)</u> 略	(課の内部組織の設置) 第5条 条例第2条の規定により設置された課の内部組織として次の局、室又は係を置く。 (1)～(6) 略 (7) 観光交流課 <u>観光戦略係、交流商工係</u>、日本遺産推進局 (8) 建設水道課 町土整備係、上下水道係、地籍調査係、<u>災害復旧係</u> 2 略 別表第1 分掌事務(第6条関係) 1・2 略 3 町民課 子ども支援室 略 子ども支援係 (1)～(12) 略 税務係 略 町民環境係 略 4 福祉課 福祉保険係 (1)～(24) 略 <u>(25) 母子、寡婦及び父子の福祉に関すること。</u> <u>(26)</u> 略 <u>(27)</u> 略 <u>(28)</u> 略 <u>(29)</u> 略

5・6 略

7 観光交流課

観光商工係

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 観光関係団体に関すること。
- (3) 動向調査に関すること。
- (4) 鉱業権に関すること。
- (5) ふるさと健康むらに関すること。
- (6) 温泉保護に関すること。
- (7) 文化振興に関すること。
- (8) 商工業の振興に関すること。
- (9) 商工金融に関すること。
- (10) 商工関係団体に関すること。
- (11) 雇用対策に関すること。
- (12) 商工会の定款変更認可等に関すること。
- (13) 商工会への指導監督等に関すること。
- (14) 計量法（平成4年法律第51号）に基づく勧告等に関すること。
- (15) 国際交流に関すること。
- (16) 国内交流に関すること。
- (17) ボランティア及びNPOに関すること。

日本遺産推進局 略

日本遺産推進係 略

8 建設水道課

町土整備係

5・6 略

7 観光交流課

観光戦略係

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 観光関係団体に関すること。
- (3) 動向調査に関すること。
- (4) 鉱業権に関すること。
- (5) ふるさと健康むらに関すること。
- (6) 温泉保護に関すること。
- (7) 文化振興に関すること。

交流商工係

- (1) 商工業の振興に関すること。
- (2) 商工金融に関すること。
- (3) 商工関係団体に関すること。
- (4) 雇用対策に関すること。
- (5) 商工会の定款変更認可等に関すること。
- (6) 商工会への指導監督等に関すること。
- (7) 計量法（平成4年法律第51号）に基づく勧告等に関すること。
- (8) 国際交流に関すること。
- (9) 国内交流に関すること。
- (10) ボランティア及びNPOに関すること。

日本遺産推進局 略

日本遺産推進係 略

8 建設水道課

町土整備係

(1)～(10)略

(11) 都市公園の災害復旧に関すること。

(12) 土地区画整理事業に関すること。

(13) 町道の改良、維持管理及び修繕に関すること。

(14) 公共土木施設災害復旧に関すること。

(15) 農村の生産及び環境基盤の整備に関すること。

(16) 農地、農業用施設及び林道の整備及び維持管理に関すること。

(17) 農地及び農業用施設、林道の災害復旧に関すること。

(18) その他建設事業及び災害復旧事業に関すること。

上下水道係 略

地籍調査係 略

別表第2（第9条関係）

附属機関	担当する事務	庶務担当機関
略		
三朝町温泉運営委員会	三朝町温泉運営委員会に関する条例（昭和36年三朝町条例第1号）第2条の規定による三朝温泉の源泉保護、将来の温泉計画及び温泉の開発利用等についての調査研究に関する事務	観光交流課観光商工係
略		

(1)～(10)略

(11) その他建設事業に関すること。

上下水道係 略

地籍調査係 略

災害復旧係

(1) 都市公園の災害復旧に関すること。

(2) 土地区画整理事業に関すること。

(3) 町道の改良、維持管理及び修繕に関すること。

(4) 公共土木施設災害復旧に関すること。

(5) 農村の生産及び環境基盤の整備に関すること。

(6) 農地、農業用施設及び林道の整備及び維持管理に関すること。

(7) 農地及び農業用施設、林道の災害復旧に関すること。

(8) その他災害復旧事業に関すること。

別表第2（第9条関係）

附属機関	担当する事務	庶務担当機関
略		
三朝町温泉運営委員会	三朝町温泉運営委員会に関する条例（昭和36年三朝町条例第1号）第2条の規定による三朝温泉の源泉保護、将来の温泉計画及び温泉の開発利用等についての調査研究に関する事務	観光交流課観光戦略係
略		

(三朝町職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第2条 三朝町職員の職務の級の分類に関する規則（平成8年三朝町規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
第2条 職員の職務の給料表に定める職務の級は、次の表のとおりとする。					第2条 職員の職務の給料表に定める職務の級は、次の表のとおりとする。				
組織 職務の級	町長の 事務局	議会事 務局	教育委員 会事務局 及び教育 機関	農業委 員会事 務局	組織 職務の級	町長の 事務局	議会事 務局	教育委員 会事務局 及び教育 機関	農業委 員会事 務局
略					略				
3級	主査 副園長 係長 副センター長 副主幹 介護支援専門員 専門員	主査 事務局 長補佐 <u>専門員</u>	主査 係長 <u>副所長</u> <u>専門員</u>	主査 <u>専門員</u>	3級	主査 副園長 係長 副センター長 副主幹 介護支援専門員	主査 事務局 長補佐	主査 係長	主査
4級	室長 局長 局長補佐 課長補佐 主幹 園長 副園長 センター長 総合文化ホールの館長 主幹介護支援専門員	事務局 長補佐	課長補佐 主幹 <u>所長</u> <u>副館長</u>		4級	室長 局長 局長補佐 課長補佐 主幹 園長 副園長 センター長 総合文化ホールの館長 主幹介護支援専門員	事務局 長補佐	課長補佐 主幹 <u>調理センターの所長</u>	
略					略				

(三朝町事務の決裁に関する規則の一部改正)

第3条 三朝町事務の決裁に関する規則（昭和61年三朝町規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第4条関係） 1～10 略 11 建設水道課長専決事項 <u>(1)</u> 略 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> 略 12 略 13 建設水道課参事専決事項 (1)・(2) 略 (3) <u>災害復旧に関する担当工事の設計書調整</u> <u>に関すること。</u> <u>(4)</u> <u>町道の除雪に関すること。</u> <u>(5)</u> <u>通行規制、道路河川等占有に関すること。</u> <u>(6)</u> <u>土地立入測量に関すること。</u> <u>(7)</u> <u>都市計画に係る他人の土地の試掘許可に</u> <u>関すること。</u> <u>(8)</u> <u>土地区画整理施行区域内建築許可に関す</u> <u>ること。</u> <u>(9)</u> <u>屋外広告物掲載許可に関すること。</u> <u>(10)</u> 略 14 略	別表（第4条関係） 1～10 略 11 建設水道課長専決事項 <u>(1)</u> <u>町道の除雪に関すること。</u> <u>(2)</u> <u>道路境界線明示に関すること。</u> <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> <u>通行規制、道路河川等占有に関すること。</u> <u>(6)</u> <u>土地立入測量に関すること。</u> <u>(7)</u> <u>都市計画に係る他人の土地の試掘許可に</u> <u>関すること。</u> <u>(8)</u> <u>土地区画整理施行区域内建築許可に関す</u> <u>ること。</u> <u>(9)</u> <u>屋外広告物掲載許可に関すること。</u> <u>(10)</u> 略 <u>(11)</u> 略 <u>(12)</u> 略 <u>(13)</u> 略 <u>(14)</u> 略 <u>(15)</u> 略 <u>(16)</u> 略 12 略 13 建設水道課参事専決事項 (1)・(2) 略 (3) 担当工事の設計書調整に関すること。 <u>(4)</u> <u>担当工事の監督及び竣工検査に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(5)</u> 略 14 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。